

## 特許要件 p53~62

## 3 進歩性 (29 条 2 項) p53

当業者

判断方法

用途発明 (シワ形成抑制剤)

本願発明の「シワ形成抑制剤」は、化粧品、医薬品等を含む概念として使用されているということができ、「本発明のシワ形成抑制剤は、特にシワ予防用の外用剤として有用である。」等と記載されていることを併せ考えると、本願発明の「シワ形成抑制剤」は「皮膚外用組成物」と認められる。したがって、本願発明の「シワ形成抑制剤」について、引用発明の「美白化粧品組成物」との一致点を「皮膚外用組成物」とした審決の認定に誤りはない。

「シワ」は、現象もそれが生ずる機序も、「皮膚の黒化、又はシミ、ソバカス等の色素沈着」とは異なり、また、美白効果を主に訴求する化粧品、とシワ、タルミなど老化防止を主に訴求する化粧品は、製品としても異なるものと認識されていたところ、当業者が、本願出願当時、引用発明の「美白化粧品組成物」につき、「シワ」についても効果があると認識する余地はなかったものと認められる。したがって、本願発明の「シワ形成抑制」という用途は、引用発明の「美白化粧品組成物」とは異なる新たな用途を提供したといえることができる。知財高裁 181129

選択発明

数値限定発明

## 4 先願 (39 条) p57

判断方法 二重特許の排除

対象は特許請求の範囲

出願書類：特許願、特許請求の範囲、明細書（発明の詳細な説明）、図面、要約書

同一発明とは特許請求の範囲に記載の発明

## 5 拡大先願(29 条の 2) p59

公開の代償として独占権の付与 ⇒ 新しい技術を公開しない発明に権利なし  
出願日から 1 年 6 月経過後、出願公開される。

## 5 公序良俗に反しないこと (32 条) p61

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

第二十九条の二(抜粋) 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願であつて当該特許出願後に当該出願公開されたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明（その発明をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

(特許を受けることができない発明)

第三十二条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。